

求職活動を行う皆様へ

令和 8 年 9 月 14 日

当法人では求職者等が安心して活動できる環境を確保するため、セクシャルハラスメント等（※）の防止に取り組むとともに、求職活動のルールを定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠・出産等に関するハラスメントに類する行為を含む

1. 求職活動のルール

- （１）当法人ではハラスメント行為の防止について、従業員に対する周知・啓発を継続的に行います。
- （２）見学は第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で行います。
- （３）閉じられた空間で行う面接等は複数人で実施します。
- （４）面談等は病院内で行い外部施設は使いません。

2. 相談対応

- （１）相談窓口 労務課（090-8749-7152）
- （２）当法人の採用活動における従業員からの性的な言動等に関する相談は、ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広く相談を受け付けることとします。
- （３）相談にあたっては関係者のプライバシーにも配慮し、公平に対応するとともに、ハラスメントが認められた場合には厳正に対処します。
- （４）相談を行ったことや事実確認への協力を理由に採用選考等で不利益な取扱いはありません。

医療法人 至要会 理事長 広瀬真紀